

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日
(第64期第1四半期) 至 平成21年6月30日

高千穂電気株式会社

東京都港区三田三丁目5番27号

(E02941)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1. 仕入及び販売の状況	3
2. 事業等のリスク	3
3. 経営上の重要な契約等	3
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
1. 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2. その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第64期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	高千穂電気株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員管理部長 磯上 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員管理部長 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	24,031	17,064	86,455
経常利益(百万円)	1,008	423	2,605
四半期(当期)純利益(百万円)	534	139	1,666
純資産額(百万円)	23,924	24,064	23,705
総資産額(百万円)	48,966	40,654	38,592
1株当たり純資産額(円)	1,290.03	1,307.01	1,288.22
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	28.97	7.64	91.10
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	48.4	58.6	60.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,836	1,778	3,645
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	76	689	931
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△564	△156	△1,167
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,043	11,015	8,563
従業員数(人)	939	943	899

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	943
---------	-----

(注) 1. 当社グループは、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しておりますので、従業員数は連結会社の合計で記載しております。

2. 従業員数は就業人員であります。（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。また、パートタイマー・契約社員13名は含まれておりません。）

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	288
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。（当社から社外への出向者39名及びパートタイマー・契約社員6名は含まれておりません。）

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品の仕入実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
電気材料 (百万円)	8,690	66.6
電子部品 (百万円)	3,206	68.2
機構部品 (百万円)	2,784	87.4
その他 (百万円)	810	105.9
合計 (百万円)	15,492	71.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は仕入価格によっております。

3. 当第1四半期連結会計期間より、従来の商品区分を一部変更しており、前年同四半期比については、前年同四半期の仕入高を変更後の商品区分にて算定しております。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における商品の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
電気材料 (百万円)	9,559	66.2
電子部品 (百万円)	3,622	69.5
機構部品 (百万円)	3,030	86.8
その他 (百万円)	852	95.9
合計 (百万円)	17,064	71.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期連結会計期間より、従来の商品区分を一部変更しており、前年同四半期比については、前年同四半期の売上高を変更後の商品区分にて算定しております。

3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な販売先グループ（主な販売先とその子会社）別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
㈱東芝グループ	3,669	15.3	2,960	17.3

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生したリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更した重要な事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

①全般の概況

当第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く経済情勢は、全般に世界経済悪化の影響を強く受けてつつも、国内において一部緩やかな持ち直しの動きがみられました。

エレクトロニクス業界におきましては、経済悪化の影響から在庫調整が続き、生産は低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、需要の回復が見られる液晶テレビ等関連部材の販売活動に注力いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期比29.0%減の170億64百万円となりましたが、直前の2009年3月期第4四半期連結会計期間と比べると、18.3%増となりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費全体の削減に努めたものの、売上高の減少に伴い売上総利益が減少したため、営業利益は、前年同四半期比46.3%減の4億55百万円となりました。

経常利益は、営業利益が減少したこと及び為替差損を計上したことから、前年同四半期比58.0%減の4億23百万円となりました。

税金等調整前四半期純利益は、前年同四半期比62.6%減の3億28百万円となりました。

四半期純利益は、前年同四半期比74.0%減の1億39百万円となりました。

②セグメント別の概況

当社グループは事業の種類別セグメント情報は作成しておりませんが、当第1四半期連結会計期間の商品の区分別の概況は以下のとおりであります。なお、当第1四半期連結会計期間より、従来の商品区分を一部変更しており、前年同四半期比については、前年同四半期の売上高を変更後の商品区分にて算定しております。

電気材料

携帯電話用等の配線材料の販売や、海外での絶縁材料の販売が減少いたしました。その結果、売上高は前年同四半期比33.8%減の95億59百万円となりました。

電子部品

携帯電話用等の電気部品の販売が減少いたしました。その結果、売上高は前年同四半期比30.5%減の36億22百万円となりました。

機構部品

液晶テレビ用の機構部品の販売が増加したものの、携帯電話用成型品等の機構部品の販売は減少いたしました。その結果、売上高は前年同四半期比13.2%減の30億30百万円となりました。

その他

医療機器用の関連部材等の販売が減少いたしました。その結果、売上高は前年同四半期比4.1%減の8億52百万円となりました。

③所在地別セグメントの概況

日本

売上高は、総じて販売が減少したことから、前年同四半期比26.9%減の150億64百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比29.9%減の2億71百万円となりました。

中国

売上高は、「電気材料」の販売が減少したことから、前年同四半期比34.8%減の41億11百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比59.5%減の1億13百万円となりました。

その他アジア

売上高は、「電気材料」の販売が減少したことから、前年同四半期比26.5%減の16億78百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比68.1%減の27百万円となりました。

欧米

売上高は、「機構部品」の販売が増加したことから、前年同四半期比8.8%増の3億4百万円、営業利益は、3百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比5.3%増の406億54百万円となりました。

流動資産は、「現金及び預金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比8.3%増の350億69百万円となりました。

固定資産は、「投資有価証券」が減少したこと等により、前連結会計年度末比10.0%減の55億85百万円となりました。

流動負債は、「支払手形及び買掛金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比11.7%増の162億68百万円となりました。

固定負債は、前連結会計年度末比1.5%増の3億21百万円となりました。

純資産は、「その他有価証券評価差額金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比1.5%増の240億64百万円となり、自己資本比率は、58.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、前連結会計年度末と比べ、現金及び現金同等物が24億52百万円増加し、110億15百万円となりました。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、17億78百万円（前年同期比57百万円減少）となりました。主な内訳としては、税金等調整前四半期純利益が3億28百万円、売上債権の増加による資金流出が2億92百万円、仕入債務の増加による資金獲得が16億43百万円、法人税等の支払が1億69百万円であります。

投資活動によって得られたキャッシュ・フローは、6億89百万円（前年同期比6億12百万円増加）となりました。主な内訳としては、投資有価証券の売却及び償還による収入が7億28百万円であります。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、配当金の支払により1億56百万円（前年同期比4億7百万円増加）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 当社グループの現状認識及び対処すべき課題の内容

国内の景気は、2009年3月期第4四半期（2009年1月～2009年3月）を底に一部持ち直しの動きがみられるものの、景気低迷が続く欧米向けの輸出の減少及び企業の設備稼働率の低下が続いており、設備投資の減少、雇用情勢の悪化に歯止めがかかっておりません。

当社グループの主要顧客である日系のエレクトロニクスメーカーも、厳しい状況が続いておりますが、国内の省エネルギー家電に対する「エコポイント」制度や、中国政府の「家電下乡」政策（家電製品の購入代金の13%を補助する政策）により、家電製品や液晶テレビ向けの液晶パネル等の電子デバイスの需要回復に、一定の効果が期待されております。

このような状況を踏まえ、当社グループは「ものづくりのパートナー企業」として、顧客の「ものづくり」のためにあらゆるサービスを提供することを旨とし、以下の諸施策を推進してまいります。

- a. 国内外の販売拠点等の機能や情報の連携をさらに強化し、得意先の開発拠点や生産拠点に関する体制の変化に機動的に対応してまいります。また、得意先の国際的な部品調達及び物流ニーズに対するサービスの充実をめざし、今後とも販売拠点及びそのネットワークの整備拡充を推進してまいります。
- b. 永年培ってきた信頼関係を基に開示された得意先の新技術や新製品の開発状況を分析し、情報提供力の維持向上をめざします。特に得意先のニーズに代表される機能及びコスト面、環境基準、品質基準の観点等から、量産される製品に対して、最適な商品や部品モジュール等の提案を推進してまいります。その前提として、開発部、環境・品質保証室の機能を活用し、技術力、コスト競争力、環境基準、品質基準対応力を有する国内外の新規仕入先メーカーの発掘してまいります。
- c. 仕入先メーカー等との取引関係を、業務提携や資本提携等に発展させることによって、事業基盤の拡大を図り、より一層の収益力の向上をめざしてまいります。
- d. 管理面においては、より一層のコスト抑制と為替をはじめとした各種リスク管理を継続強化してまいります。また、当社基幹システム及び子会社システム等の改善、増強、共通化を行い、業務の効率化を進めてまいります。合わせて海外子会社も含め人材の育成を図ることで、効率的で適正な事業推進体制、管理体制の充実に努めてまいります。
- e. 大西電気株式会社との合併を成功させ、互いに重複しない得意先に対して相互の取扱商品を販売することで売上の増加を図り、統合効果を早期に実現してまいります。

また、輸送機器、エネルギー及び環境関連機器、RFID※などの今後新たに電気電子部材の需要が見込まれる分野における情報を共有化することで、効率的なマーケティングを推進いたします。

さらに、重複している国内外の販売拠点の統合、管理部門の統合、システムの一本化を行い、コストの削減効果も図ってまいります。

※RFIDとはRadio Frequency Identificationの略で、微小な無線チップにより人やモノを識別、管理する仕組みのことをいいます。

②会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

一方、仕入先に対しては、得意先に関する情報を収集、分析し提供することで当社グループがマーケティング及び営業機能を代替するなどして、得意先への商材の安定的な供給を確保しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもちたらしめるものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えております。

このように、当社グループの企業価値は、ステークホルダーとの強固な信頼の基に成り立っており、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。このような観点から、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、株主や得意先、仕入先、地域、社会、従業員等のステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

ところで、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買い付けを強行するという事例が見られるようになっております。上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

b. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中長期的に当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、以下の点を重点施策として、取り組んでおります。

イ. 得意先の様々なニーズを捉えるマーケティング力のさらなる強化を図る

得意先の最終消費者の多様な要求、嗜好にもとづく、得意先からの製品設計上の様々なニーズを満たすべく営業各部門が得た情報を「開発部」を中心に分析したうえで共有化し、全社戦略・戦術の策定力の強化を図ってまいります。

ロ. 得意先を取り巻く環境の変化をいち早く察知し営業展開を図る

得意先エレクトロニクスメーカーの生産体制のグローバル化に対応して、販売拠点及びその他ネットワークの整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工子会社等も含めた販売体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。中国を中心としたアジア地区での販売活動には引き続き注力しながらも、欧米地区においても強化を図ってまいります。

ハ. 業務管理の画一化

各海外現地法人のオペレーションの安定による業務管理の画一化を図り、内部統制の強化ならびに販売費及び一般管理費等のコスト削減努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理等の各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強、人材の育成にも注力してまいります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記a.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、買収防衛策（以下「本施策」という。）を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買い付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会があらかじめ同意したものを除く。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合におい

て、当社グループの企業価値を確保または向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここでいう特定株主グループとは、(i)当社株券等の保有者(注2)及びその共同保有者(注3)、または(ii)当社株券等の買い付け等(注4)を行う者及びその特別関係者(注5)をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合(注6)をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(注7)の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買い付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

イ. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討及び評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

ロ. 大規模買付ルール

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本情報」という。)を書面で提供していただきます。十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討及び評価を行うことを目的としております。

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買い付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下「取締役会評価期間」という。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等について検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役または社外有識者のなかから選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要なと認める情報等を自ら入手、検討して、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ハ、大規模買付対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつりあげて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合等、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断したときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の募集事項の概要ですが、この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

d. 本施策が基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその判断にかかわる理由

イ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記c.に述べたとおり、本施策は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記c.に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

ロ、事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記c.において明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ハ、株主意思の反映

前記c.に述べたとおり、本施策は第61回定時株主総会にて導入し、第62回定時株主総会においても、本施策の継続等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき、有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結時とさせていただきます。今後につきましても、当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役に廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

従って、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

ニ、取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) 研究開発活動

当社グループは、ユーザー、仕入先と共同で商品開発に取り組んでおりますが、技術開発の主体は相手方にあるため、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,000,000
計	59,000,000

(注) 平成21年6月19日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は平成21年10月1日より25,000,000株増加し、84,000,000株となる予定であります。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,835,800	18,835,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	18,835,800	18,835,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	18,835,800	—	2,142	—	2,017

(5)【大株主の状況】

株主名簿を確認した結果、当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 600,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 18,234,100	182,341	—
単元未満株式	普通株式 1,700	—	—
発行済株式総数	18,835,800	—	—
総株主の議決権	—	182,341	—

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
高千穂電気株式会社	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館25階	600,000	—	600,000	3.18
計	—	600,000	—	600,000	3.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月
最高 (円)	760	922	1,055
最低 (円)	655	732	891

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,015	8,563
受取手形及び売掛金	20,599	20,197
たな卸資産	※1 2,949	※1 2,675
未収消費税等	132	590
その他	473	461
貸倒引当金	△100	△102
流動資産合計	35,069	32,385
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,222	2,213
減価償却累計額	△1,416	△1,391
建物及び構築物（純額）	805	822
機械装置及び運搬具	700	657
減価償却累計額	△247	△222
機械装置及び運搬具（純額）	453	435
土地	1,660	1,660
その他	576	553
減価償却累計額	△408	△389
その他（純額）	167	163
有形固定資産合計	3,086	3,080
無形固定資産		
ソフトウェア	138	136
その他	14	16
無形固定資産合計	153	152
投資その他の資産		
投資有価証券	763	1,346
保険積立金	331	310
投資不動産	※3 438	※3 441
その他	836	902
貸倒引当金	△25	△27
投資その他の資産合計	2,345	2,972
固定資産合計	5,585	6,206
資産合計	40,654	38,592

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,259	13,507
短期借入金	123	124
未払法人税等	214	186
賞与引当金	88	198
役員賞与引当金	9	—
その他	573	553
流動負債合計	16,268	14,570
固定負債		
退職給付引当金	38	29
役員退職慰労引当金	—	150
負ののれん	44	48
その他	238	87
固定負債合計	321	316
負債合計	16,590	14,886
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,142	2,142
資本剰余金	2,018	2,018
利益剰余金	21,082	21,125
自己株式	△733	△733
株主資本合計	24,509	24,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	44	△100
為替換算調整勘定	△719	△959
評価・換算差額等合計	△675	△1,060
少数株主持分	230	214
純資産合計	24,064	23,705
負債純資産合計	40,654	38,592

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	24,031	17,064
売上原価	21,465	15,218
売上総利益	2,565	1,845
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	524	480
役員報酬	50	45
運賃及び荷造費	184	154
法定福利費	71	61
旅費及び交通費	111	77
保険料	23	—
減価償却費	53	44
賞与引当金繰入額	140	68
役員賞与引当金繰入額	24	9
退職給付費用	38	45
役員退職慰労引当金繰入額	6	—
その他	489	403
販売費及び一般管理費合計	1,718	1,390
営業利益	847	455
営業外収益		
受取利息	29	13
受取配当金	10	8
負ののれん償却額	4	4
持分法による投資利益	1	—
仕入割引	10	—
貸貸収入	32	31
為替差益	61	—
その他	21	11
営業外収益合計	172	69
営業外費用		
支払利息	0	0
持分法による投資損失	—	10
貸貸費用	6	6
為替差損	—	78
その他	4	6
営業外費用合計	10	101
経常利益	1,008	423
特別損失		
投資有価証券償還損	128	94
特別損失合計	128	94
税金等調整前四半期純利益	880	328
法人税等	350	190
少数株主損失(△)	△4	△0
四半期純利益	534	139

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	880	328
減価償却費	79	63
投資有価証券償還損益 (△は益)	128	94
持分法による投資損益 (△は益)	△1	10
受取利息及び受取配当金	△39	△22
売上債権の増減額 (△は増加)	1,398	△292
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△267	△239
仕入債務の増減額 (△は減少)	△182	1,643
未収消費税等の増減額 (△は増加)	498	458
その他	△387	△137
小計	2,105	1,907
利息及び配当金の受取額	44	39
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△312	△169
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,836	1,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△336	△27
無形固定資産の取得による支出	△42	△9
投資有価証券の売却及び償還による収入	470	728
その他	△14	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	76	689
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△25	—
自己株式の取得による支出	△218	—
配当金の支払額	△319	△156
財務活動によるキャッシュ・フロー	△564	△156
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	141
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,359	2,452
現金及び現金同等物の期首残高	5,684	8,563
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,043	※ 11,015

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「保険料」及び「役員退職慰労引当金繰入額」は、金額的重要性が低下したため、当第1四半期連結累計期間より販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費の「その他」に含まれる「保険料」は16百万円、「役員退職慰労引当金繰入額」は3百万円であります。	
前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「仕入割引」は、金額的重要性が低下したため、当第1四半期連結累計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「仕入割引」は6百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(役員退職慰労引当金)	
当社は、従来、役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成21年6月19日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止に伴い、定時株主総会日以前の在職期間分の役員退職慰労引当金について、打ち切り支給することとしました。	
このため、役員退職慰労引当金の残高は全額取崩し、打ち切り支給額の長期未払い分148百万円については、固定負債の「その他」に含めて計上しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。	※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。
商品及び製品 2,840百万円	商品及び製品 2,579百万円
原材料及び貯蔵品 108百万円	原材料及び貯蔵品 95百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 389百万円	2. 受取手形裏書譲渡高 400百万円
※3. 投資不動産の減価償却累計額 15百万円	※3. 投資不動産の減価償却累計額 13百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 7,316 百万円	現金及び預金勘定 11,015 百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 272 百万円	現金及び現金同等物 11,015 百万円
現金及び現金同等物 7,043 百万円	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 18,835千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 600千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	182	10	平成21年3月31日	平成21年6月22日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、当社グループは電気材料、電子部品及び機構部品等の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	15,798	5,990	2,008	234	24,031	—	24,031
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,807	314	274	45	5,441	(5,441)	—
計	20,605	6,305	2,282	279	29,472	(5,441)	24,031
営業利益（又は営業損失）	387	279	84	(4)	747	100	847

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア
欧米：USA、チェコ、ポーランド

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,893	3,597	1,323	249	17,064	—	17,064
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,170	513	354	54	4,093	(4,093)	—
計	15,064	4,111	1,678	304	21,158	(4,093)	17,064
営業利益	271	113	27	3	414	40	455

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア
欧米：USA、チェコ、ポーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	6,846	1,892	243	8,982
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	24,031
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	28.5	7.9	1.0	37.4

（注）国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	4,172	1,252	283	5,707
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	17,064
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	24.4	7.3	1.7	33.4

（注）国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,307.01円	1株当たり純資産額	1,288.22円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.97円	1株当たり四半期純利益金額	7.64円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純利益(百万円)	534	139
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	534	139
期中平均株式数(千株)	18,464	18,235

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………182百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年6月22日

(注) 平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

高千穂電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

高千穂電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 禎良 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 裕司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。